

平成29年6月 第2回定例会議案資料 正誤表

議案資料（議第30号資料）の「改正の趣旨」の欄の記載内容に誤りがあったため、これを訂正するものです。
議案資料P3の表中

(誤)

4 軽自動車税の賦課徴収の特例		燃費不正対策の強化として、納期限後に判明した不正による税額の不足分は、不正をした者を軽自動車の所有者とみなし、不足額分を課税する。また、不足額に100分の10を乗じた額を加算する。	燃料不正対策強化のため	附則第16条の2	平成29年度分から
-----------------	--	--	-------------	----------	-----------

(正)

4 軽自動車税の賦課徴収の特例		燃費不正対策の強化として、納期限後に判明した不正による税額の不足分は、不正をした者を軽自動車の所有者とみなし、不足額分を課税する。また、不足額に100分の10を乗じた額を加算する。	燃費不正対策強化のため	附則第16条の2	平成29年度分から
-----------------	--	--	-------------	----------	-----------